

新潟市子ども条例推進に係る取組状況について

第2回子ども・子育て会議報告後の新潟市子ども条例推進に係る取組状況について、次のとおり報告します。

1 周知・啓発の取組

《パンフレットの制作・配布》

- ・「小学生向け」、「中・高校生向け」、「おとな向け」のパンフレット3種を作成しました。
- ・8月下旬から市内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校計204校へ送付し、全児童・生徒に配布しました。
- ・10月には、市内の保育施設を通じて、保護者配付用におとな向けパンフレットを送付しました。
- ・イベント等でおとな向けパンフレットを配付し、保護者や一般の方への周知に努めています。



3種類の子ども条例周知パンフレット

《子どもの権利推進月間》

- ・11月の「子どもの権利推進月間」にあわせ、市内商業施設や公共施設等でのイベントに出展し、幅広い市民に周知・啓発を行いました。
- ・10月下旬、地元フリーペーパーに子どもの権利に関する特集記事を掲載したほか、大人向けの周知用ショートムービーをSNSや動画サイトで放映しました。



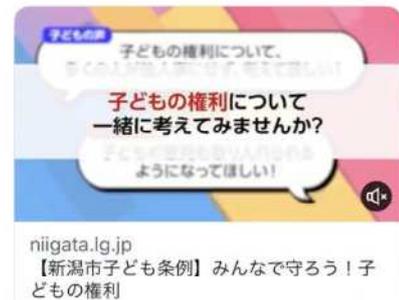
商業施設でのイベントの様子

10/27 発行フリーペーパー紙面



SNS における子ども条例周知動画の掲載

新潟日報フリーペーパー assh (アッシュ) 11月は新潟市の「子どもの権利推進月間」です。新潟市子ども条例では「子どもにとって大切な権利」やこれを守る「おとなの責務」を定めています。すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができる新潟市を実現するため、この機会に、子どもの権利について、一緒に考えてみましょう。



5 33 60
プロモーション

2 子どもの意見表明に係る取組

《中学生によるオンライン意見交換会（試行）》

- ・ 子どもの権利について子どもたちに考えてもらい、それぞれの意見をまとめ、交換することにより、子ども条例に対する理解を深めることを目的に、市内9つの中学校の協力を得て、オンライン意見交換会を実施しました。
- ・ 子どもの権利に関連する複数のテーマについて各校の生徒会役員が中心となり検討を行ったうえで、9月27、28日に各校でまとめた意見を発表しました。

（検討テーマ抜粋）

- ✓ 新潟市はなぜ条例を制定したと思うか
- ✓ 5つの権利をどのように考えるか
- ✓ 権利を守る新潟市となるために必要なこと



上：進行役を務める生徒（鳥屋野中）

下：意見交換会に参加する生徒（山の下中）



事前説明会の様子（巻東中）



意見交換会開催に伴う教育長挨拶の様子（葛塚中）



3 新潟市子どもの権利推進委員会の開催

10月28日、第2回子どもの権利推進委員会を開催し、以下の内容を審議しました。

- (1) 子ども条例に係る周知・啓発の取組について
- (2) 子どもの意見表明に係る取組について
- (3) 子ども向けアンケートの結果概要について
- (4) 子どもの権利推進計画（仮称）素案について

子どもの権利推進計画（仮称）の策定に際し、より議論を深める必要があるとの意見を踏まえ、“普及・啓発及び学習・研修”、“相談窓口・権利救済”、“意見表明・社会参加”を検討する3つの部会を設置し、オンラインで意見交換を行っています。